

ALPHA NEWS—ONLINE V o l . 4

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2018. 3. 15

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

花粉症ではないはず（？）それなのに鼻がムズムズする・・・
そんな経験ありませんか。

当事務所内では、この症状が風邪なのか花粉症なのか
という話がよく話題にのぼっております。

朝から目のかゆみに襲われ、外に一步出ればくしゃみ連発。

全身を防護服に包んで出勤したいところですが、

そういうわけにもいかず・・・

花粉症患者にとっては辛い季節になりましたね。

花粉症の方は、どうぞお大事になさってください。

それでは、今月号もご覧ください。

/// 目次 ///

[1] 事務所からのお知らせ：主催セミナーのご案内

[2] 代表者コラム：約款（代表弁護士/税理士 保坂光彦）

[3] 弁護士コラム：お勧め！「越生梅林」（弁護士 田村裕輝）

[4] あとがき

///

▼▼▼

1 事務所からのお知らせ

▲▲▲

◆ 当事務所主催セミナーのご案内

来月は労務トラブルセミナー第2回目の開催が予定されています。

テーマは「問題社員対応」です。

問題が起きてからご相談しようとするケースが最も多いと

思われますが、もし、社内で社員に関する問題が発生した場合は
どうするのか、また、事態を悪化させないために事前出来る対策
などについて解説いたします。

まだお席に余裕がございますので、ご都合がよろしければ
是非ご参加ください。

====労務問題シリーズセミナー 第2回(全3回)====

中小企業経営者及び総務・労務ご担当者様向けシリーズセミナー

日 時：2018年4月19日(木) 14～16時

場 所：所沢市民文化センターミュージズ 会議室2号

テーマ：問題社員対応

講 師：代表弁護士/税理士 保坂光彦

定 員：40名

お席に余裕がございます。ぜひお早めにお申込ください！

参加費：1回2,000円

※顧問先企業様は無料

お申込書はHPよりダウンロードをお願い致します。

>>> <https://alpha-lawoffice.com/seminar/>

※第3回のお知らせもHPにございます。

▼▼▼

2 民法改正/約款 ～約款に関するルールが明確化～

▲▲▲

皆様こんにちは

弁護士法人アルファ総合法律事務所の

代表弁護士・税理士 保坂光彦です。

今回のテーマは、「約款」です。

～そもそも約款とは？

意識しているか否かに関わらず、日々の生活の中において

「約款」なるものに接したり、目にすることは決して少なくありません。

例えば、クレジットカードを申し込んだり、保険契約をした際などに

非常に小さな文字で書かれた冊子を渡されたことはありませんか。

また、パソコンに何らかのソフトをインストールしようとしたり、

ネット通販で商品などを購入する際などに、

細かな内容が表示されたあげく、「同意する」としない限り次へ進まないようになっていたりします。
そうです、あれがいわゆる「約款」です。

～「約款」は何のために存在するのでしょうか？契約書とは何が違うのでしょうか？

なぜ「約款」というものが存在するのかといいますと、本来、「契約」とは個別の交渉の結果として内容が確定していくという流れが基本になるのですが、

業務的内容的に多数の人と大量の取引をする必要があるという場合に、いちいち細かな契約内容まで全て個別に「交渉」しては効率が良くありません。

そのため、あらかじめ「約款」という形で定型化された契約条項を準備しておいて、効率化を図ろうというのが約款の目的です。現実問題として、それら「約款」の中身について隅々まで目を通す方は極めて少数でしょうし、全く読まずに放っておいたり、何も考えず「同意」としたりしているケースも多いでしょう。

しかし、実際にはこの「約款」の内容も、「契約書」などと同様に、当事者の法律関係を基礎付けるものとされてきました。

もっとも、実はこの「約款」に関する法律上の明文規定というものは、これまでどこにも存在していませんでしたので、

実際に紛争が生じた際における解釈や取り扱い

（そもそも本当に合意があると言えるのか、どの範囲で当事者を拘束するのか等）について曖昧になってしまっている部分もありました。

～民法改正で何か変わるのでしょうか？

この度、改正民法において、「定型約款」に関する規定が新設されることになりました。ここでいう「定型約款」とは、特定の者が不特定多数を相手として行う取引で、その内容の全部または一部が画一的であることが双方にとって合理的なもの（定型取引）で、契約の内容とすることを目的に準備された条項、ということとされています。

おおよそ、これまで一般に「約款」としてイメージされてきたものと同様ではないかと思われます

（逆に、この定義に当てはまらないような個別的な内容のものは、

たとえ「約款」といった名称が付されていたとしても、
改正法の適用は無いということになります)。

そして、この「定型約款」に該当し、

「定型約款を契約内容とする旨の合意をしたとき」はもちろん、
「あらかじめその定型約款を契約内容とする旨を相手方に表示していたとき」
においても（その他のルールも守っている事が大前提ですが）
「合意」があると擬制され、後から「約款は契約には含まれない」
「読んでいなかった」「理解していなかった」などといった理由により、
争う余地が無いことが明確になりました。

結局、約款に関する根本的な考え方や取り扱いについては、
これまでとそう大きく変わらないのではないかと思われますが、
約款の内容を表示しておく義務や、定型約款の内容が
不当なものであったり、相手方に不意打ちになるような内容
である場合は、契約の内容にはならないという規定、
更には約款を変更する場合の要件なども含めて、
約款に関するルールが明確化されたということが出来ます。

※当事務所では約款の作成、見直し、その他約款に関する
御相談を随時お受けしております。



3 [弁護士コラム] ~お勧め!「越生梅林」~



はじめまして、弁護士の田村裕輝です。

私は生まれこそ神奈川県ですが、人生のほとんどを埼玉県で過ごし、
埼玉県で仕事をしています。

そこで、今回は、この時期お勧めの県内の観光スポットを
ご紹介したいと思います。

そもそも、埼玉には観光資源がないと言われて久しく、
埼玉の観光は「小江戸川越」、「ちちんぷいぷいの秩父」、
「大宮の鉄博」など、ネーミングの工夫、芸能人を起用した宣伝、
そして、箱物に頼ってきました。
私自身、それを所与のものと捉えてきましたが、
それではいけないと一念発起し、

去年の冬に、試みに「越生梅林」を見に行ってみました。

「越生梅林」とは、越生町にある越辺川沿いに広がる梅林で、水戸借楽園、熱海梅園とともに関東三大梅林の1つとされるものだそうです。毎年2月中旬頃から3月下旬頃にかけて「梅まつり」が開催され、多くの見物客で賑わいます。私は、普段は自宅の「苔盆栽」を愛でるぐらいで植物に大した思い入れはありませんし、「梅」を意識するのは「梅干しおにぎり」を買う時と「梅酒ロック」を注文する時ぐらいです。しかしながら、「越生梅林」は思った以上に良かったです。お花見の代名詞で日本人が大好きな桜のような派手さはなく、ちょっと控えめな感じではありますが、色とりどりの可愛らしい梅の花が一面に広がる情景は、どこかほっこりと心温まるものでした。梅は桜よりずっと背丈が低いため、目線に近いところで可憐な梅の花を楽しめる点も高評価でした。

それから、多くの場合、桜の花見は、もれなく大量のゴミやゴミにまみれた酔っ払いや大騒ぎする学生も見物することになりますが、ここの梅の場合はそういったことがなく、純粹に花のみを楽しめるため、お子様連れのご家族にもお勧めです。もちろん梅の花だけでなく、（おそらく「梅まつり」開催中のみだと思いますが）たくさん出店もありましたし、梅を使ったお土産などを売るお店もありました。当事務所には間食の女王と評される事務員がいますが、その右腕と目される私も、やはりこれらの出店の類いには目がなく、途中からは梅そっちのけで両手に餃子や焼きそばを抱えていました。「百聞は一見にしかず」。皆様も是非一度「越生梅林」に足をお運び下さい。

なお、平成30年の「梅まつり」は3月21日までのようですので、今年行かれる方はお早めに。

※本コラムの内、意見にあたる部分は田村の個人的見解です。



4 あとがき



最後までお読みいただきまして、ありがとうございます。

当事務所のオフィスがあります西武線の所沢駅（東口側）とJR線の国分寺駅（北口側）ですが、いずれも新しい駅直結の施設が完成したのをご存知でしょうか。先にオープンしたのは所沢駅。第一弾がオープンだそうです。仕事帰りに立ち寄ってみたら、衝動買いしてしまった・・・なんて話で、スタッフ一同盛り上がったばかりです。所沢駅は綺麗になっていますので、ぜひお立ち寄りください！

4月には、国分寺駅の施設もオープンするようなので楽しみです。オススメのお店を発見したら、事務スタッフのコラムもお送りしたいと考えております。

それでは、次号もお楽しみに！

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆

—発行元—

弁護士法人アルファ総合法律事務所

代表弁護士/税理士 保坂光彦（メルマガ担当：松元）

埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階

TEL 04-2923-0971 FAX 04-2923-0972

MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com

URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)